川崎市ナノ･マイクロ機器利用促進補助金

― 令和５年度　公募要領 ―

川崎市では、新技術や新製品の開発を促進し、地域産業の振興を図ることを目的とし、市内企業等がナノ・マイクロ関係の研究機器を利用するための費用の一部を助成します。

対　象　者	川崎市内に事業所を有して１年以上事業を営んでいる中小企業 及び中小企業団体
対 象 事 業	４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムの「新川崎・創造のもり」内の研究装置を利用した研究開発事業
対 象 経 費	(１)装置利用料 ４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置の利用に要する経費 (２)施設の維持管理費 (１)の装置利用に付随する施設の維持管理に要する経費 ※年会費、消耗品費、消費税等は、対象外とします。 ※受託加工や量産など、営利を目的とした利用は、対象外とします。 ※対象となる研究装置は「ＮＡＮＯＢＩＣオープンラボ」ホームページ参照 http://open-labo.skr.jp/
補助率及び 補助限度額	補　助　率　補助対象経費の１／２以内 補助限度額　１件あたり１０万円以内
対 象 事 業 実 施 期 間	交付決定日から令和６年２月末まで ※補助対象経費の支払期限は令和６年３月末日までとする
選 定 方 法	申請書類を審査し、予算の範囲内において、交付を決定します。
申 請 手 続	ホームページのＷＥＢフォームから申請してください。 https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000127593.html ※ＷＥＢ申請ができない場合は郵送での申請も可とします。
受 付 期 間	令和５年５月２日（火）～令和６年１月３１日（水） ※先着順にて受付し、予算がなくなり次第、募集を終了します。

【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局イノベーション推進部
〒210-0007　川崎市川崎区駅前本町１１－２ 川崎フロンティアビル１０階
電　話：０４４（２００）２９７３　　ＦＡＸ：０４４（２００）３９２０
Ｅ-Mail：28innova@city.kawasaki.jp
HP:https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000127593.html

１　事業の目的

川崎市内の企業等が４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム（※）の保有する「新川崎・創造のもり」のナノ・マイクロ技術の研究装置等を利用するための費用の一部に対して補助金を交付することにより、産学連携による新技術や新製品の開発を促進し、地域産業の振興を図ることを目的としています。

※　４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムは、慶應、早稲田、東工大、東大の４大学によるナノテクコンソーシアムで、研究成果を地域産業の活性化に生かしていくとともに、先端科学技術による世界への貢献につなげることを目指し、川崎市と連携協定を締結しています。同コンソーシアムは、「新川崎・創造のもり」において、大学の研究装置を設置し、企業に開放利用を行っています。

２　補助対象者

中小企業者及び中小企業団体で、（１）から（4）の条件にすべて該当する者です。

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げられている者を指します。具体的には下表のとおりです。

業　種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウエア業、情報処理・提供サービス業、建設業、運輸業、その他	３億円以下又は３００人以下
卸売業	１億円以下又は１００人以下
サービス業	5,０００万円以下又は１００人以下
小売業	5,０００万円以下又は５０人以下

※「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に定める、事業共同組合、商工組合連合会等で、公設試等は該当しません。

（１）市内に事業所を有し、引き続き１年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。

※ただし、開業後１年未満の者であっても、次の施設に入居し、補助対象事業を当該施設内で行う場合は補助対象者とします。

ア）かながわサイエンスパーク
イ）かわさき新産業創造センター
ウ）ＫＳＰ－ＴＨＩＮＫ
エ）明治大学地域産学連携研究センター
オ）川崎生命科学・環境研究センター

（２）市民税を滞納していない者であること。

（３）同一年度内に本事業の補助を受けていない者であること。

（４）代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

３　補助対象事業

補助対象事業は、４大学ナノ･マイクロファブリケーションコンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置を利用した研究開発事業とし、上記の目的を達成するために交付することが適当と市長が認めたものです。また、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

（１）研究開発事業は、受託開発等の営利を目的とするものでなく、自らの研究開発を目的としたものであること。

（２）重複して他の公的機関から同様の助成を受けていないこと。

４　補助対象期間

補助事業の対象となる期間は、交付決定日から令和６年２月末日までです。補助対象経費の支払につきましては、令和６年３月末日までに完了の上、本要領の「実績報告及び補助金の交付等」に基づき本市へ実績報告を行ってください。

５　補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

補助対象経費	内　　容
(１)装置利用料	４大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置の利用に要する経費
(２)施設の維持管理費	（１）の装置利用に付随する施設の維持管理に要する経費

※年会費、消耗品費、消費税等は、対象外とします。

※受託加工や量産など、営利を目的とした利用は、対象外とします。

6　補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の１／２以内、補助限度額は１件あたり１０万円以内です。

※補助金は、先着順での受付採択であり、予算の範囲内での交付となるため、申請額と交付決定額は必ずしも一致しない場合があります。

7　交付申請

次の書類を申請してください。

（１）補助金交付申請書（第１号様式）

（２）誓約書（第２号様式）

（３）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は次に掲げる書類

①中小企業団体の場合は、定款、組合員名簿、総会の議事録（補助事業申請等の議決があるもの）

②個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し

（４）直近の市民税納税証明書 ≪直近３ヶ月以内に発行したもの≫

（５）企業概要（パンフレット、経歴書等、事業内容が分かる書類）

※証明書類は PDF・JPEG・PNG 等の画像ファイルにして申請してください。

※上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

8　申請書類の提出等

申請書類は、申請期間中にＷＥＢフォームで提出してください。

ＷＥＢ申請ができない事業者については郵送での提出も可としますが、提出書類は返却しません。

【WEB フォーム】

https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000127593.html

申請期間　令和５年５月２日（火）～令和６年１月３１日（水）

◆申請窓口◆

川崎市経済労働局イノベーション推進部

住　所：〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町１１－２　川崎フロンティアビル１０階

電　話：044（200）2973　FAX：044（200）3920

９　審査について

申請書類に基づき、補助要件を満たしていることを確認した上で、交付決定を行います。

１０　交付決定の手順等

補助金の交付決定にあたり、次の審査を実施いたします。

（１）申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

（２）審査及び交付の決定

市において、提出書類の審査を行います。交付が決定した企業等（補助事業者）には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。

（３）補助事業者名等の公表

補助事業者等については、本市ホームページ等にて企業名を公表します。

（４）事業計画の変更等

交付が決定された事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。

１１　交付決定の取消し等

偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたものがあった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

１２　実績報告及び補助金の交付等

（１）補助事業が終了したときは、研究成果及び交付を受けた補助対象経費の使用結果については、令和６年３月末日までに、速やかに所定の報告様式に必要な書類を添付して提出してください。

※提出していただく書類

①事業報告書

②装置利用料等の支払い証拠書類（請求書及び領収書の写し等）

③その他、市長が必要と認める書類

（２）報告された内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨

を補助金確定通知書により補助事業者に通知します。確定通知書の送付後に、補助事業者からの請求により、補助金を交付します。

１３　その他

補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングが行われる場合がありますので、御協力をお願いします。

１４　交付までの流れ

令和５年５月２日～令和６年１月３１日
※予算がなくなり次第受付終了

申請書の受付

↓

申請書の確認

↓

申請受付から２～３週間程度

交付決定

↓

補助事業の実施

↓

対象事業が終了次第、速やかに提出
令和６年３月末日まで受付

実績報告書の受付

↓

交付額の確定

↓

報告書受付から２～３週間程度

補助金の請求

↓

請求から２～３週間程度

補助金の支払い